

令和4年第2回九戸村議会臨時会会議録

令和4年5月24日(火)

午前10時 開会 開議

◎議事日程(第1号)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 九戸村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 九戸村国民健康保険税条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第5 議案第3号 過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第6 議案第4号 九戸村個人情報保護条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第7 議案第5号 令和3年度九戸村一般会計補正予算(第9号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第8 議案第6号 令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し議決を求めることについて
- 日程第9 議案第7号 令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第10 議案第8号 令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第11 議案第9号 令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第12 議案第10号 令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第13 議案第11号 九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第12号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第14号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第15号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第18 議案第16号 令和4年度九戸村一般会計補正予算(第1号)

◎出席議員（12人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君	12番	櫻 庭	豊太郎 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副	村	長 伊 藤 仁 君
教	育	長 岩 渕 信 義 君
総	務	課 長 杉 村 幸 久 君
I J U	戦	略室主幹 川 原 憲 彦 君
会	計	管 理 者 大 向 一 司 君
兼	税	務 住 民 課 長 浅 水 涉 君
保	健	福 祉 課 長 中 奥 達 也 君
産	業	振 興 課 長 関 口 猛 彦 君
地	域	整 備 課 長 坂 野 上 克 彦 君
教	育	次 長 上 村 浩 之 君
地	域	整 備 課 主 幹 兼 水 道 事 業 所 長

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事	務	局	長	大久保 勝 彦
主		任		山 本 猛 輝

◎開会の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今から、令和 4 年第 2 回九戸村議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入る前に報告いたします。

5 月 24 日付けで、村長からの送付議案は、別紙議案一覧表のとおり、16 件であります。

議案は、お手元に配布のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻庭豊太郎君） これから、本日の議事日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、9 番、渡 保男君、10 番、山下 勝君、11 番、桂川俊明君の 3 人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期について、議会運営委員長からの報告は、本日 1 日間であります。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

○議長（櫻庭豊太郎君） お諮りいたします。

日程第 3、議案第 1 号「九戸村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第 18、議案第 16 号「令和 4 年度九戸村

一般会計補正予算(第1号)」までの議案16件を一括議題とし、一括で提案理由を求め、質疑、討論、採決は、議案1件ごとに行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第1号から日程第18、議案第16号までの議案16件は一括議題とし、一括で提案説明を求め、質疑、討論、採決は、議案1件ごとに行うことに決定いたしました。

◎議案第1号から議案第16号までの一括上程・説明

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第3、議案第1号「九戸村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第18、議案第16号「令和4年度九戸村一般会計補正予算(第1号)」までの議案16件を一括して議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

なお、令和3年度補正予算の専決処分に関する説明は、簡略にお願いいたします。

それでは、議案第1号から順次、説明願います。

最初に、議案第1号、第2号の2件について。税務住民課長

○税務住民課長(大向一司君) それでは、議案第1号「九戸村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

提案理由は、九戸村税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり、令和4年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりまして、議会の承認を求めらるるものでございます。

令和4年5月24日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、次のページが専決処分書でございます。

そして、次のページが専決処分させていただきました条例の改正条文となります。

改正内容につきましては、今回改正されました法令に合わせて改正したものでございます。今回の条例改正は、2条建てで行っており、第1条は九戸村税条例を、第2条では令和3年に改正いたしました九戸村税条例等の一部を改正する条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、条例改正文の次に添えております新旧対照表により、ご説明申し上げます。

新旧対照表は、左側に改正前、右側に改正後の条文となっております。説明に

あたりましては、右側、改正後の条番号で説明を進めさせていただきたいと思いをします。

第1条による改正について、ご説明いたします。

新旧対照表、1ページをご覧ください。

まず、第18条の4の改正についてですが、18条の4は、納税証明書の交付手数料を規定する条文であり、地方自治法において第382条の4の規定が新設されたことにより、証明書に住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴い、その手数料の扱いについて、条例に加えるものでございます。

証明手数料の金額については、九戸村手数料条例で定めているところであり、今回、追加したものについても規定の証明書手数料と同額のものとなります。なお、地方税法第382条の4の規定は、納税義務者がDV被害者等である場合、加害者等が納税証明書を取得することで、納税義務者の住所がばれ、被害が生じる可能性があることから、これまでDV被害者等から申し出があったときには、納税義務者の住所を削除する等の一定の措置を講じる運用が実施されているところではありますが、今回、DV被害者等に対する措置を明確化するものでございます。

次に、第33条第4項と第6項の改正について、説明いたします。

現行制度においては、特定配当等に係る所得と特定株式等譲渡所得については、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択することが可能となっています。これについては、令和4年度税制改正により、令和6年度の住民税から所得税と個人住民税の課税方式を一致させることになり、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によって適用することとなったことから、この法律改正に合わせて改正するものです。

次に、2ページの下段となりますが、34条の7第1項のオについては、公益法人制度改革に伴い寄附金税額控除について、令和2年度の税制改正で適用の経過措置が設けられていたところですが、その経過が終了したことに伴い削除するものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第34条の9第1項と第2項の改正は、第33条の改正でご説明いたしましたように、所得税と個人住民税の課税方式を一致させることとなったことから、法律の改正に合わせて、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除確定申告書の記載によって行うよう改正するものです。

次に、第36条の2第1項については、地方税法等の法律改正に合わせて、村民税の申告義務に係る規定を整備するものです。

5ページに移りまして、同条第2項の改正は、地方税法施行規則の改正に合わせて、項ずれを整備するものでございます。

次に、第 36 条の 3 第 2 項と第 3 項につきましては、地方税法の改正に合わせて条例の文言を整備するものでございます。

次に、新旧対照表は途中から 6 ページに移りますが、第 36 条の 3 の 2 の改正は、地方税法の改正に伴い、給与所得者の扶養親族申告書等の記載事項に退職者等に係る一定の所得を有する配偶者の氏名を記載するよう第 1 項第 2 号として追加し、合わせてその第 2 号の追加により改正前の第 2 号と第 3 号の項番号を繰り下げるものです。

次に、6 ページに移りまして、第 36 条の 3 の 3 の改正は、公的年金受給者の申告書の提出義務について、地方税法の改正に伴い退職手当等に係る所得を有する特定配偶者と扶養親族の規定を追加し、合わせて記載事項に第 2 項として特定配偶者の氏名を追加するものです。また、これにより改正前の第 2 号と第 3 号を繰り下げるものです。

次に、7 ページをご確認ください。

第 48 条第 9 項と第 15 項については、地方税法の改正により条例の項番号がずれましたので、法律改正に合わせて条例を整備するものでございます。

次に、第 53 条の 7 につきましても、地方税法施行規則の改正により項番号がずれましたので、改正を行うものです。

次に、8 ページをご覧ください。

第 73 条の 2 につきましては、固定資産課税台帳の閲覧の手数料について。

第 73 条の 3 につきましては、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料の取り扱いについて定めるものです。手数料の金額については、条文に示しているように、九戸村手数料条例で定めているところですが、先ほど第 18 条の 4 の改正で説明いたしましたように、登記住所や現住所に係る DV 被害者等への支援措置が示され、閲覧させる台帳や証明書の交付方法等が法令に追加されたことから法令に合わせてその取り扱いを規定しております。

次に、附則第 7 条の 3 の 2 の改正は、地方税法の改正に合わせて、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除の適用期間を延長するものです。

次に、9 ページをご覧ください。

地域決定型地方税制特別措置、通称「わがまち特例」を定める附則第 10 条の 2 の改正となります。まず、第 3 項から 10 ページに掲載の第 24 項までは地方税法の改正による項ずれを改正するものです。

第 25 項は、地方税法の改正に合わせて、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置を創設するものです。

第 26 項と第 27 項は、第 25 項の追加により、項番号を繰り下げるものです。

次に、11 ページをご覧ください。

附則第 10 条の 3 第 9 項と第 11 項の改正につきましては、地方税法の改正に合

わせ、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充に伴う改正を行うものです。

次に、12ページとなりますが、附則第12条第1項の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた景気の回復に万全を期すことを目的に、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り商業地等に係る課税標準の上昇率を現行の5%から2.5%とする措置が地方税法で取られたことからこの改正に合わせて改正するものでございます。

次に、13ページに移りまして、附則第16条の3第2項の改正は、地方税法の改正に合わせて上場株式等に係る配当所得等に係る村民税の申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用することとするものです。

次に、14ページに移りまして、附則第17条の2第3項の改正は、租税特別措置法第37条の9、平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の特別控除、譲渡所得の課税特例が削除されたことに伴う規定の整備を行うものです。

次に附則第20条の2第4項の改正と、15ページに移りまして、附則第20条の3第4項及び同6項の改正については、地方税法の改正に合わせて申告方式の選択に関する規定の整備を行うものです。

次に、16ページに掲載している附則第26条で定める新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための特例については、今回改正いたしました附則第7条の3の2の改正により、住宅借入金等特別控除の期間が附則第26条の期間上に延長され、その中に包含されることになったため、削除するものです。

次に、第2条による改正となります。新旧対照表は17ページとなります。

第2条による改正は、先ほど申し上げましたが、令和3年に改正いたしました九戸村税条例等の一部を改正する条例を改正するものでございます。

第1条による改正のうち、第36条の3の3の第1項の改正規定の施行は、令和6年1月1日となっていることから、扶養親族等に関する事項が令和4年の法改正により改正されたことにより、その改正に合わせて規定の整備を行うものです。

附則第2条第4項の改正につきましても未施行分等についての改正が行われたこと等から、それに合わせて規定の整備を行うものとなります。

施行期日は、原則令和4年4月1日施行となっておりますが、そのほか、附則で定める日から施行するものとなるものです。

以上が議案第1号の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

続きまして、議案第2号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

提案理由は、九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり令和4年3月31

日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりまして、議会の承認を
求めるものでございます。

令和4年5月24日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、次のページが専決処分書でございます。

条例の改正内容については、次のページに専決処分させていただきました条例
を示しております。今回の改正内容は、大きく分けて2点ございます。

1点目は、政令の改正に合わせて課税限度額を引き上げること。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したことによる
国民健康保険税の減免の特例措置を令和4年度においても実施するため、改正
するものでございます。

具体的な内容につきましては、その次のページの新旧対照表によりご説明申し
上げます。

新旧対照表1ページをご覧ください。

まず、第2条について。第2項の改正は基礎課税額、いわゆる医療費分につい
ての課税限度額を「63万円」から「65万円」とするものでございます。

第3項の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「19
万円」から「20万円」とするものでございます。

なお、介護納付金課税の変更はありませんので、合わせますと国民健康保険税
の課税限度額は、3万円増の102万円となります。

次に、第23条は、低所得者の課税負担を軽減するための軽減制度の規定であり、
この規定により軽減を行った後の課税額の限度額を改正するものでございます。
改正の内容は、先ほど説明いたしました第2項と同じ基礎課税額分を「63万円」
から「65万円」に、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「19万円」から
「20万円」とするものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

附則第3号の改正につきましては、文言の整備をするものでございます。

次に、附則第15項の改正は、先ほど二つ目の改正点と申し上げたところですが、
国から財政支援の対象とする旨の通知がありましたので、新型コロナウイルス感
染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険税の減免の特例措置を
令和4年度においても実施するために改正するものでございます。

改正文に戻っていただきまして、附則でございますが、施行日については附則
第1項において、原則令和4年4月1日施行とし、第2項において改正後の第2
条第2項ただし書き、同条第3項ただし書き及び第23条第1項の規定については、
令和4年度以後の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康
保険税については、なお従前の例によるものとするものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第3号について。I J U戦略室主幹

○I J U戦略室主幹（川原憲彦君） それでは、議案第3号「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明いたします。

過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分書のとおり専決処分をしたことから、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

令和4年5月24日提出、九戸村長 晴山裕康。

次ページをご覧くださいと思います。

専決処分書をお示ししておりますので、お目通しくださいと思います。

続きまして、本文をご覧くださいと思います。

第2条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に、そして、「第45条の第2項」を「第45条の第3項」に改め、「第28条の9第10項」の次に「第1号」を加えることとさせていただきます。

附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

この改正内容につきましては、この条例が運用しております租税特別措置法第12条及び第45条に、それぞれ項が新設されたことによりまして、各条の第2項以下が1項ずつ繰り下がったことから、引用条項について改正を行うこととさせていただきます。

なお、この条例の実質的な内容の変更は行っておりません。

よろしく、ご審議のほど、お願いします。以上です。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第4号、第5号について。総務課長

○総務課長（杉村幸久君） それでは、議案第4号「九戸村個人情報保護条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

九戸村個人情報保護条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めます。

令和4年5月24日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、専決第4号として、専決処分書を添付してさせていただきます。

さらに、次のページには、専決処分をいたしました条例の改正条文を載せてさせていただきます。

改正の中身になりますけれども、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布、施行されたことに伴いまして、廃止される法律がある

ことから、これまで廃止される法律から引用していた規定を個人情報保護に関する法律の該当規定に改めるといったものとなります。

次のページには、新旧対照表を載せておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号「令和3年度九戸村一般会計補正予算(第9号)の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

令和3年度九戸村一般会計補正予算(第9号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和4年5月24日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、専決第5号として、専決処分書を添付しております。

次のページからが専決処分をいたしました令和3年度九戸村一般会計補正予算(第9号)となりますので、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,281万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億1,691万9,000円とするものでございます。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」によります。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によります。

ページをめくっていただきまして、2ページから「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入を載せております。

歳入につきましては、収入見込額の確定により予算額を補正しているものでございます。

歳出につきましては、5ページからの掲載となっております。事業費の確定等による補正となっております。

次に、7ページをご覧ください。

「第2表 繰越明許費補正」となっております。既定の繰越明許費に今回、5事業を追加してございます。また、事業の進捗状況によりまして、3事業において既定の繰越明許費の変更を行っております。

次に、8ページをご覧ください。

「第3表 地方債補正」でございます。観光施設整備事業債をはじめ、7件の起債限度額について補正をしております。なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書にお示ししておりますので、ご覧いただきまして、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第6号、第7号について。税務住民課長

○税務住民課長（大向一司君） それでは、議案第6号「令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和4年5月24日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、専決処分書を添付しております。次のページからが専決処分いたしました令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)となりますので、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正となります。第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ902万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,057万3,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

ページをめくっていただきまして、2ページに「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入、3ページに歳出を載せてございます。

歳入歳出見込額の精査及び事業費の確定等により、それぞれの予算額を補正しているものでございます。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書にお示ししておりますので、ご覧いただきまして、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第7号「令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和4年5月24日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、専決処分書を添付しております。

次のページからが専決処分いたしました令和3年度九戸村後期高齢者医療特別

会計補正予算(第1号)となりますので、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正となります。

第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ165万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,506万6,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

ページをめくっていただきまして、2ページに「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入、3ページに歳出を載せてございます。

歳入歳出見込額の精査及び事業費の確定等により、それぞれの予算額を補正しているものでございます。詳細につきましては、次のページからの事項別明細書にお示ししておりますのでご覧いただきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、議案第8号について。地域整備課主幹

○地域整備課主幹(上村浩之君) それでは、議案第8号「令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和4年5月24日提出、九戸村長 晴山裕康。

議案本文の次のページに専決第8号として、専決処分書を示してございます。

次に、専決処分いたしました令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、ご説明申し上げます。

令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、既定の歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ10万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,623万6,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分するものでございます。

令和4年3月31日。九戸村長 晴山裕康。

2 ページから「第 1 表 歳入歳出予算補正」となっております。

歳入でございます。第 7 款村債、第 1 項村債を 10 万円減額し、補正前の歳入合計から 10 万円を減額しております。

3 ページ、歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費。第 1 項農業集落排水事業費を補正前の額から 10 万円を減額し、補正前の歳出合計から 10 万円を減額しております。

補正内容の詳細につきましては、次ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧いただきたいと思いますが、今回の補正は、令和 3 年度の下水道事業債確定に伴い、歳入歳出を整理したのとなっております。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 9 号について。

（「議長、よろしいですか」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） どうぞ。

○11 番（桂川俊明君） 補正予算書に行くときに横書きだから、ちょっと間をおいて入ってもらえますか。いちいちこれをセットする際に、いったん、休憩をお願いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 休憩いたします。

休憩（午前 10 時 39 分）

再開（午前 10 時 40 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

議案第 9 号について。教育次長

○教育次長（坂野上克彦君） それでは、議案第 9 号、令和 3 年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第 4 号)につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和 4 年 5 月 24 日提出、九戸村長 晴山裕康。

次のページに専決第 9 号として、専決処分書を示してございます。

ページをめくっていただきまして、専決処分をいたしました令和 3 年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第 4 号)につきまして、ご説明を申し上げます。

令和 3 年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 265 万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,567 万 8,000 円とするものでございます。

第 2 項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び

に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

令和4年3月31日。九戸村長 晴山裕康。

2ページ、3ページが「第1表 歳入歳出予算補正」となっております。

歳入でございますが、それぞれ補正前の額に第1款使用料、1項索道使用料19万3,000円追加。第2款繰入金、第1項一般会計繰入金を235万1,000円減額。第4款諸収入、1項雑入を49万2,000円減額し、補正前の歳入合計から265万円減額しております。

3ページ、歳出でございます。

第1款索道費、第1項索道管理費を補正前の額から265万円減額し、歳出合計も同様となっております。

補正内容の詳細につきましては、次ページ以降の歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧いただきたいと思いますが、今回の補正は、3年度の索道事業終了に伴いまして、歳入歳出をそれぞれ整備をいたしたものとなっております。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第10号から第14号の5件について。総務課長

○総務課長（杉村幸久君） それでは、議案第10号「令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」をご説明申し上げます。

令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第3号)につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

令和4年5月24日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきまして、専決第10号として、専決処分書を添付しております。

それでは、次のページからが専決処分いたしました令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第3号)となりますので、ご説明申し上げます。

令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正となります。

第1項といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ37万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ728万4,000円とするものでございます。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び

に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によります。

ページをめくっていただきまして、2ページに「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入、そして、3ページに歳出を載せてございます。

歳入見込額及び事業費の確定等によりまして、それぞれ増額補正をしているものでございます。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書にお示ししておりますのでご覧いただきまして、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続けまして、議案第11号「九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正するというので、次のページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

改正内容につきましては、議会議員の期末手当に乗じる計算基礎となっております報酬月額の数割割合を変更するという内容となっております。その数割割合を改正文の下線部の部分を改正するというものでございますけれども、一般職の職員につきましては、現行給料月額100分の127.5。つまり、1.275カ月分を乗じて算出しておりますが、議会議員の皆さまにつきましては、これを読み替えて、1.675月分を乗じまして算出しております。これを改正後におきましては、0.05月分減じまして、100分の167.5を100分の162.5に改正をするという内容となっております。

本文に戻っていただきまして、附則の1によりまして、施行日は令和4年4月1日とし、附則の2では、特例措置ということで6月に支給される手当の計算方法について謳っております。

令和4年5月24日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございますが、国の例に準じまして、九戸村議会議員の期末手当の額を改定しようとするものでございます。これが、この条例案を提出する理由となっております。

次に、議案第12号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、ご説明いたします。

ただ今の議会議員の期末手当の改定と同じ内容となっておりますが、対象は月払いの給料を受けている特別職三役、村長、副村長、教育長の期末手当を変えるというものでございます。計算の根拠となっております数割割合等につきましても村議会議員の皆さまと同じような割合で、期末手当を減額するといった内容でございます。

提案理由でございますが、国の例に準じて、特別職の職員の期末手当の額を改定しようとするものであります。これが、条例案の提案理由となっております。

続けて、議案第 13 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

改正内容につきましては、議案第 11 号、12 号と同様の趣旨でございますけれども、一般職の職員につきましては、期末手当の計算根拠は、再任用職員以外は現行ですと月給掛ける 1.275 月数ということになっております。これを 0.075 月分減じまして、100 分の 120 にするというものでございます。

また、再任用職員につきましては、100 分の 72.5 を 100 分の 67.5 に、0.05 月分減じるものとなっております。

提案理由でございますが、国の例に準じて一般職の職員の期末手当の額を改定しようとするものでございます。

これが、この条例案の提案理由ということになります。

続けて、議案第 14 号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

改正の内容につきましては、一般職の期末手当と同じ考えでの減額とするものでございます。金額設定の根拠となっております月数の改定内容につきましても 0.075 月分を減じるという内容となっております。

提案理由は、国の例に準じて、会計年度任用職員の期末手当の額を改定しようとするものでございます。これが、この条例案を提出する理由となっております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 15 号について。地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） 議案第 15 号「財産の取得に関し議決を求めることについて」、ご説明いたします。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1 取得する財産でございます。

(1) 品名 ロータリー除雪車。

(2) 数量 1 台。

(3) 取得価格 3,179 万円でございます。

2 取得の方法は、買入れでございます。

3 取得先でございます。所在地 岩手県八幡平市平笠第 24 地割 1 番地 40。

名称 双葉重車両株式会社

代表取締役 木村 敏彦でございます。

令和 4 年 5 月 24 日提出、九戸村長 晴山裕康。

提案理由でございます。除雪作業で使用するロータリー除雪車を買入れしようとするものでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、議案第 16 号について。総務課長

○総務課長（杉村幸久君） それでは、議案第 16 号「令和 4 年度九戸村一般会計補正予算(第 1 号)」について、ご説明申し上げます。

令和 4 年度九戸村一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによるものでございます。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,332 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 50 億 5,035 万 6,000 円とするものでございます。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によります。

令和 4 年 5 月 24 日提出、九戸村長 晴山裕康。

ページをめくっていただきますと、「第 1 表 歳入歳出予算補正」となります。

2 ページの歳入は、2 項国庫補助金の増額になります。

3 ページにいきまして、歳出は、3 款民生費、1 項社会福祉費及び 2 項児童福祉費が増額になっております。

次のページから補正予算に関する説明書、事項別明細書になっております。

3 ページにお進みいただきたいと思っております。まず、歳入ですが、15 款 2 項 2 目民生費国庫補助金の中で、5 節に 420 万円計上。こちら子育て世代への臨時特別給付金給付事業費補助金となります。

10 節に 912 万 8,000 円を計上してございます。住民税非課税世帯臨時特別給付事業補助金となります。

次に、4 ページの歳出になりますが、3 款 1 項 1 目社会福祉総務費につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係るものとなります。

令和 3 年度に住民税が課税されていた世帯が令和 4 年度には非課税となった場合、新たに対象者となることから、1 世帯当たり 10 万円の給付金として 19 節扶助費に 900 万と支給に係る事務経費を計上しております。

3 款 2 項 1 目児童福祉総務費につきましては、令和 4 年度住民税非課税の子育て世帯などに対しまして、児童一人当たり 5 万円を生活支援として支給する給付金、こちら 19 節扶助費の 400 万円とそれに係る事務経費になってございます。

説明は、以上となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上で、日程第 3、議案第 1 号「九戸村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」から、日程第 18、議案第 16 号「令和 4 年度九戸村一般会計補正予算(第 1 号)」までの議案 16 件について、提案理由の説明が終わりました。

◎議案第1号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第3、議案第1号「九戸村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号「九戸村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第2号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第4、議案第2号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「議長、異議あり。」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議があるようでございますので、この採決は起立によって採決いたします。

本案は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立する。）

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第2号「九戸村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第3号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第5、議案第3号「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号「過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第4号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第6、議案第4号「九戸村個人情報保護条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号「九戸村個人情報保護条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第5号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第7、議案第5号「令和3年度九戸村一般会計補正予算(第9号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、川戸茂男君

○2番(川戸茂男君) ただ今議題となっております令和3年度九戸村一般会計補正予算(第9号)の中の第2表繰越明許費の中で、追加となった事業の伊保内高等学校教育振興会補助事業400万円。それから小学校施設改修事業3,463万3,000円。それから変更となった事業は、オドデ館増改修及び外構整備事業が1億2,600万近く減額となっておりますが、それぞれの事業について、追加及び変更となった事業内容とその理由について、お伺いいたします。

○議長(櫻庭豊太郎君) I J U戦略室主幹

○I J U戦略室主幹(川原憲彦君) それでは、まず10款の教育費、岩手県立伊保内高等学校教育振興会補助事業の繰り越しの理由ですけれども、これにつきましては制服の補助となっております。

それで、今年度、制服が変わったこともありまして、昨年度であれば3月中に制服が納入されたんですけれども、今年度につきましては、4月に越えて制服が納入されたということです。また、県外からの生徒2名おりますけれども、この方々についても距離があることから、九戸の方に何回も足を運べないということで、4月中に、4月というか3月の後半の方にお出でになったということで、制服のサイズ合わせ等で時間がかかったということから、繰り越しをさせていただいたものでございます。

○議長(櫻庭豊太郎君) 教育次長

○教育次長(坂野上克彦君) 10款の教育費の方の小学校費の小学校施設改修事業の3,463万3,000円の繰り越しでございますが、これは長興寺小学校屋根の改修工事でございます。3月までに終了する見込みだったのでありますが、長興寺小学校の屋根の方に太陽光のパネルが設置してありまして、そのパネルの撤去と再設置につきまして、想定よりも時間がかかったということで繰り越しをいたしております。なお、工期は5月31日まで延期させていただいております。以上です。

○議長(櫻庭豊太郎君) 産業振興課長

○産業振興課長(中奥達也君) それでは、オドデ館増改修及び外構整備事業の減

額の理由でございますけれども、こちらにつきましては、オドデ館の増改修工事及び仮設店舗の工事の前払金及び委託料の前払金がございましたので、3年度分の支払いということで、事業費から減額するとさせていただいております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第5号を採決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第5号「令和3年度九戸村一般会計補正予算(第9号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第6号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第8、議案第6号「令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第6号を採決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第6号「令和3年度九戸村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第7号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第9、議案第7号「令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号「令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第8号の質疑・討論・採決

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第10、議案第8号「令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号「令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計補正予

算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第9号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第11、議案第9号「令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号「令和3年度九戸村索道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第10号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第12、議案第10号「令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。6番、久保えみ子君

○6番（久保えみ子君） 森林経営計画策定事業遂行負担金のことについて、内容をお知らせください。

○議長（櫻庭豊太郎君） 総務課長

○総務課長（杉村幸久君） お答えいたします。

事業を実施するための計画を作るために、二戸地方森林組合に業務を委託する部分の負担金となっております。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「令和3年度戸田財産区特別会計補正予算(第3号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、承認することに決定いたしました。

◎議案第11号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第13、議案第11号「九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号「九戸村議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第14、議案第12号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第15、議案第13号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) この議案に異議がありますので、この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者が起立する。)

○議長(櫻庭豊太郎君) ご着席願います。

起立多数です。

したがって、議案第13号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第16、議案第14号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第14号を採決いたします。
お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「議長、異議あり」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) この議案に異議がありますので、この採決は起立によって行います。採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者が起立する。)

○議長(櫻庭豊太郎君) ご着席願います。

起立多数です。

したがって、議案第14号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第17、議案第15号「財産の取得に関し議決を求めることについて」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、中村國夫君

○5番(中村國夫君) それでは、財産の取得に関して質問させていただきます。

今回、ロータリー除雪車1台購入されておりますけれども、今回の入札に当たりまして、何社入札に参加されているのか。また、県外、県内の別についても分かれば、お知らせください。

○議長(櫻庭豊太郎君) 地域整備課長

○地域整備課長(関口猛彦君) それでは、お答えいたします。

入札の参加業者につきましては、2社となっております。2社は、すべて県内業者となっております。1社は八幡平市、もう1社は矢巾町となっております。

以上でございます。

○議長(櫻庭豊太郎君) 5番、中村國夫君

○5番(中村國夫君) もう1点、お伺いさせていただきます。

今回、ロータリー除雪車を1台購入しておりますけれども、現在、村で保有し

ている台数といたしますか、あるのかどうか。あれば、何台あるのか、お知らせいただきたい。

それから、あと耐用年数についてもお知らせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 地域整備課長

○地域整備課長（関口猛彦君） それでは、1点目、村の所有車両でございますけれども、現在、除雪に対応している村所有の機械は乗用9台、歩行車1台の10台でございます。

耐用年数でございますけれども、除雪車が4年となっております。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号「財産の取得に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第18、議案第16号「令和4年度九戸村一般会計補正予算(第1号)」の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号「令和 4 年度九戸村一般会計補正予算(第 1 号)」は、
原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（櫻庭豊太郎君） 以上をもちまして、令和 4 年第 2 回九戸村議会臨時会を
閉会いたします。
ご苦労さまでございました。

閉会（午前 11 時 24 分）